

日医発第 1796 号（健Ⅱ）

令和 6 年 1 月 12 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

「子ども予防接種週間」の実施に係る厚生労働省通知について

今般、「子ども予防接種週間」の実施について、厚生労働省、子ども家庭庁連名により各都道府県知事宛に別添通知がなされました。

本通知は、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に取り組むことや、関係機関とも十分連携をして、接種率向上のための周知広報活動の実施等を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会への周知方につきましても、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

こ成母第354号
感発1219第4号
令和6年1月9日

公益社団法人 日本医師会長 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「子ども予防接種週間」の実施について

標記について、各都道府県知事宛て別添（写）のとおり通知したので、お知らせします。

つきましては、貴会におかれましても、各都道府県・郡市区医師会への協力要請等、特段の御配意をよろしく申し上げます。

こ成母第354号
感発1219第4号
令和6年1月9日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「子ども予防接種週間」の実施について

標記について、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種実施率の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本小児科医会、厚生労働省及びこども家庭庁の主催により、令和6年3月1日(金)から3月7日(木)までの7日間、別添実施要綱に基づき「子ども予防接種週間」を実施します。

つきましては、貴職におかれても、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に取り組んでいただきたくよろしくお取り計らい願います。

また、関係機関とも十分連携をとりつつ、衛生主管部局、母子保健主管部局、児童福祉施設を所管する児童福祉主管部局が協力して、予防接種実施率の向上のための周知広報活動を継続的に実施していただくとともに、貴管内市区町村に対する周知方をよろしく願います。

令和5年度子ども予防接種週間実施要綱

1. 目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種率の向上を図る。

2. 主催

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本小児科医会、厚生労働省、こども家庭庁

3. 後援

文部科学省、「健やか親子21」推進本部

4. 実施期間

入園、入学前で保護者の予防接種への関心を高める必要がある時期であることから、原則として令和6年3月1日（金）から3月7日（木）までの7日間とする。

5. 実施内容

ワクチンで防ぐことができる病気（VPD：Vaccine Preventable Diseases）から子どもたちを救うため、種々の予防接種に関し、地域の実情に合った広報・啓発の取り組みについて各都道府県医師会等で企画・実施する。

企画例

- ・ワクチンや接種スケジュール等の予防接種に関する保護者からの相談対応
- ・通常の診療時間に予防接種を受けにくい人たちが、土曜日・日曜日や夜間等に予防接種を受けられる体制の構築
- ・マスメディアを通じた広報活動
- ・予防接種についての接種医療機関や一般市民に対する情報提供
- ・子どものみならず、保護者や同居するご家族に対する感染症や予防接種に関する啓発活動 等

6. 実施協力機関

都道府県医師会、郡市区医師会、予防接種協力医療機関、各地域の予防接種センター等

7. 広報

ポスターを作成、配布する。また、マスコミ、行政とも連携を図り、公益社団法人日本医師会のホームページ（<http://www.med.or.jp/vaccine/>）等を活用して積極的にPRする。